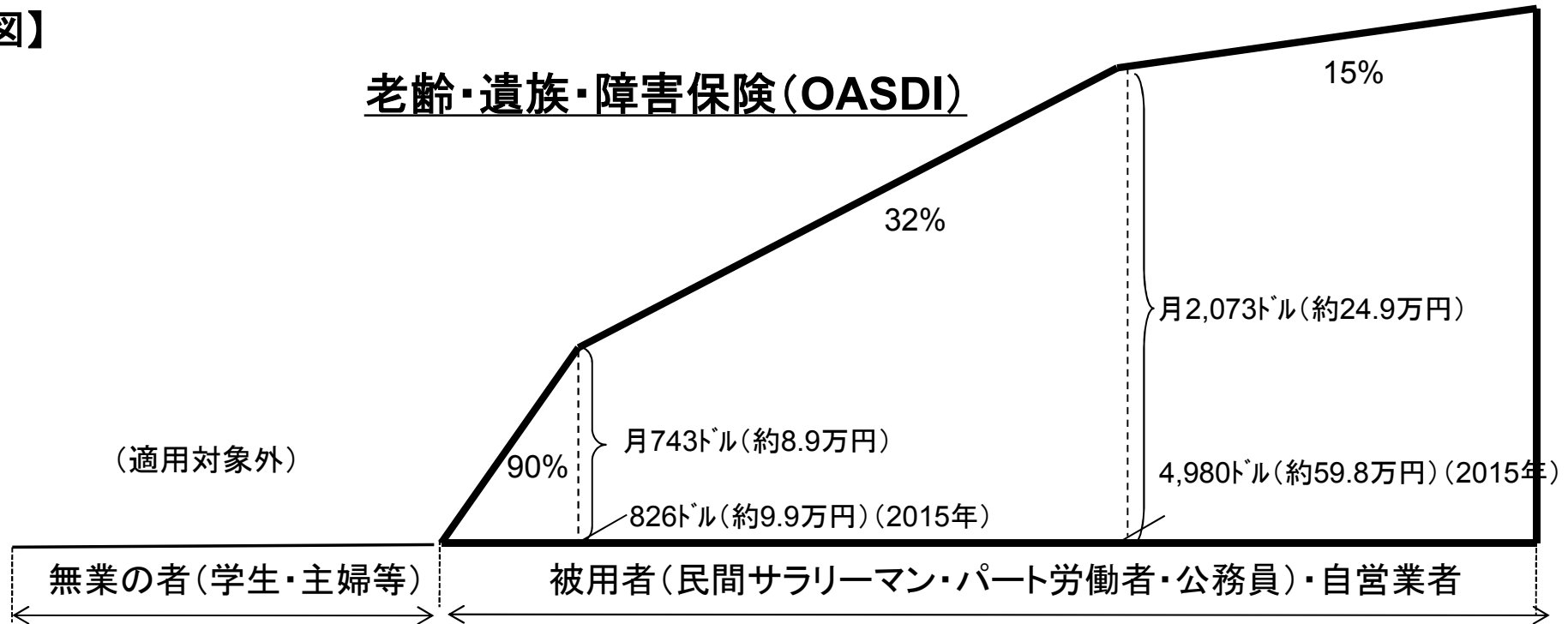


# アメリカの年金制度概要

## 【概念図】



※ 給付算定式の屈折点(826ドル又は4,980ドル)は、年金の所得代替率が、平均賃金の者につき約41%、低賃金(平均賃金の45%)の者につき約55%、社会保障税課税上限の高賃金の者につき約27%になるように設定されている。

## 【制度の概要】

### 被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金 (社会保険方式)

- 対象者(2015年末) ... 被用者及び年間所得400ドル(4.8万円)以上の自営業者  
※ 年金支給の根拠となる保険料記録(年間で最大4単位)は、年1,220ドル(約14.6万円)の賃金及び所得ごとに行われる。
- 保険料率(2015年末) ... 被用者:賃金の12.4%(労:6.2%、使:6.2%)  
自営業者:所得の12.4%
- 最低加入期間 ... 40加入四半期(10年相当)
- 支給開始年齢(2015年末) ... 66歳(2027年までに67歳に引上げ)
- 国庫負担 ... 原則なし

※換算レートは2015年12月中に適用される基準外国為替相場(1米ドル=120円)による。

## 【給付の構造】（老齢年金）

（年金額算定式） 基本年金(PIA)=0.9A+0.32B+0.15C（月額）（2015年）

A:スライド済平均賃金月額(AIME)の826ドル(約9.9万円)までの分

B:スライド済平均賃金月額(AIME)の826ドル(約9.9万円)超4,980ドル(約59.8万円)までの分

C:スライド済平均賃金月額(AIME)の4,980ドル(約59.8万円)超の分

※スライド済平均賃金月額(AIME)は、賦課対象となった生涯所得(再評価後)のうち、最も高い35年間分を平均し月額にしたもの。

## （家族への支給）

年金受給者の被扶養配偶者(66歳以上又は子がある者)等に、退職時における被保険者のPIAの50%が支給される。

## 【沿革】

1937年	老齢・遺族・障害保険制度(OASDI) 発足
1950年	OASDI制度適用範囲の拡大（非農業自営業者等への強制適用）
1954年	OASDI制度適用範囲の拡大（自営農業者等への強制適用）
1983年	レーガン年金改革（1984年以降採用の連邦政府職員のOASDI制度強制加入、支給開始年齢67歳への段階的引上げ、繰下支給年金の増額率引上げ等）